

船員労働委員会規則の一部を改正する規則（案）について

平成18年12月

船員中央労働委員会事務局

I. 背景

第164回国会において、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「雇用機会均等法」という。）の一部が改正され、平成19年4月1日から施行されるところです。

雇用機会均等法の改正に伴い、同法で定める労働関係紛争の調停について、「船員労働委員会規則」（平成16年船員中央労働委員会規則第2号）で規定している手続に関し必要な事項について所要の改正を行う必要があります。

II. 改正の概要

船員労働委員会規則において、以下のとおり、所要の改正を行うこととしています。

1. 調停の事務を取り扱う合議体の名称を、「女子船員調停委員会」から「雇用均等調停委員会」に変更すること。
2. 船員労働委員会規則の手続に係る規定のうち、雇用機会均等法の手続に係る規定と重複するものを削除すること。
3. 調停の手続を簡易迅速に実施するため、手続の一部を合議体（雇用均等調停委員会）を構成する特定の委員に行わせることができるものとする。
4. その他所要の規定の整備を行うこと。

III. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成19年2月中旬

施 行：平成19年4月1日